

第6章 環境保全資金の融資制度

公害の発生を未然に防止するためには、公害関係法令等を遵守することはもとより、事業者自らが、工場等の公害発生源について、公害防止対策を積極的に講じていくことが必要である。

また、地球的規模での環境問題に対応するため、脱フロン化の推進、太陽熱等新エネルギーの活用、既存エネルギーの有効活用等の環境保全に向けての積極的な取組が期待されている。

本県では、これらの資金需要に柔軟に対応するため、公害防止施設等の整備促進および生活環境の保全に向けての積極的な取組の促進を図ることを目的として、昭和46年10月に定められた「福井県公害防止施設等整備資金融資要綱」を改め、平成6年4月より「福井県中小企業環境保全対策資金融資要綱」を定めている。

この制度の概要は、以下のとおりである。

① 融資対象者

県内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者

② 融資対象経費

公害防止に必要な機械設備および工場移転のための建物等を取得するために必要となる設備資金

環境保全に必要な機械設備を取得するために必要となる設備資金

③ 融資の条件

ア 融資限度

原則として、100万円以上3,000万円以内で、かつ、所要事業資金の80%以内

イ 融資期間

7年以内（据置期間1年以内を含む）

ウ 融 資 利 率

年 2.3% (平成7年11月30日現在)

エ 保 証 料

年 0.7% (保証料は県が補給)

オ 担 保

福井県信用保証協会の定めるところによる

カ 取扱金融機関

福井県信用保証協会が約定を締結している金融機関であって、知事が別に指定するもの

④ 融 資 実 績

過去5年間の融資実績は、表3-6-1のとおりである。

表3-6-1 融資実績

(単位：千円)

年度 区分	2	3	4	5	6
件 数	6	3	3	7	7
金 額	142,000	56,500	53,100	121,900	158,900

(資料：経営指導室)

また、この福井県中小企業環境保全対策資金制度のほか、公害防止のための融資制度として表3-6-2がある。

表3-6-2 公害防止資金融資制度

(平成7年11月30日現在)

番号	融資機関	融資制度名称	融資対象企業	融資限度額	融資利率		融資期間	担保・保証人	申込先	備考
					無利	子利				
1	福井県	中小企業設備近代化資金	中小企業者	50~4,000万円 所要資金の50%以内	無	子	1~2年以内 (据置1年以内含む)	担保-連帯と認められる物件 保証人-2人以上	県経営指導室	
2	福井県	中小企業高度化資金(共同公害防止事業)	事業協同組合、協業組合 企業組合等	制限なし 所要資金の80%以内	無	子	20年以内 (据置3年以内含む)	担保-対象設備 保証人-理事全員	県経営指導室	
3	福井県	中小企業高度化資金(公害防止設備リ-ス)	事業協同組合、協業組合 企業組合等	制限なし 所要資金の65%以内	年	2.7%	15年以内 (据置2年以内含む)	担保-対象設備 保証人-理事全員	県経営指導室	
4	福井県 (財)福井県中小企業公社	中小企業設備貸与制度	中小企業者 (従業員20人以下)	100~3,500万円	年	3.25%	4年半以内	担保、保証人- 公社の定める ところ	(財)福井県中小企業公社	
5	中小企業 金融公庫	産業公害防止貸付	中小企業者	直接貸 6億円 代理貸 1億円	当初3年間 以降	年3.15% 3.15%	15年以内 (据置2年以内含む)	担保、保証人- 公庫の定める ところ	直接貸 代理貸-福井・北陸・ 福邦の各銀行、各信用金 庫、福井県第一信用組合	
6	国民金融 公庫	環境対策貸付 (公害防止資金)	中小企業者 資本金1,000万円以下 従業員 100人以下	6,000万円	当初3年間 以降	年3.15% 3.15%	"	担保、保証人- 公庫の定める ところ	直接貸 代理貸-福邦銀行、福井 ・越前・福井中央の各信 用金庫、春江信用組合、 福井県労働金庫	
7	環境 事業団	産業公害防止貸付 制度	個別施設 中小企業者 大企業者 共同施設 中小企業者 大企業者	所要資金の 80%以内 50%以内 所要資金の 80%以内 70%以内	年 年	3.15% 3.15%	15年以内 (据置2年以内含む) 機械または装置 15年以内 (据置2年以内含む) その他 20年以内 (据置3年以内含む)	担保-原則とし て要す 保証人-1人以 上	代理貸 福井銀行 福邦銀行 商工組合中央金庫 農林中央金庫 北陸銀行 福井県労働金庫	
8	環境 事業団	市街地土壌汚染防止 等事業	中小企業者 大企業者	所要資金の 80%以内 70%以内	中小企業 大企業	年3.15% 年3.15%	20年以内 (据置3年以内含む)	担保-原則とし て要す 保証人-1人以 上		
9	環境 事業団	公害防止建設種貸 事業	建設種貸 中小企業者、地方公共団体 大企業者	種貸の相手方 5%以上 10%以上	種貸の相手方 5%以上 10%以上	種貸の相手方 5%以上 10%以上	種貸期間(据置期間含む) その他のもの 2年以内	種貸期間 種貸後3年間 種貸後4年目以降	3.15% 3.15%	

(資料：経営指導室)